

新型コロナウイルス感染症 に関する緊急要望書

令和2年1月

北 海 道

新型コロナウイルスに関連した肺炎に係る緊急要望

昨年12月以降、新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者が増加しており、日本でも1月15日に初めての感染者を確認後、令和2年1月28日現在まで7人の感染者が確認されている。

北海道でも1月28日に初めての感染者が確認された。

国では、感染症法に基づく「指定感染症」に指定することを1月28日、閣議決定したところであるが、感染が疑われる患者が発生した際の対応や、患者の入院先の確保など、緊急に対応すべき課題があることから、以下要望する。

記

- ・厚生労働省において新型コロナウイルスに係る電話相談窓口を設置したところであるが、国民、道民への情報提供及び相談体制の充実を図られたい。
- ・「指定感染症」の指定にあたり、医師からの届出基準等が不明であることから、「感染症発生動向調査事業実施要綱」（平成11年3月19日付け健医発第458号）の一部改正通知を早期に発出願いたい。
- ・第一種及び第二種感染症指定医療機関の病床確保のため、整備補助金の補助基準額の引き上げや、感染症指定医療機関に従事する医師等の人件費を補助対象とするとともに、今回の「指定感染症」の指定に伴う保健所の活動経費など必要な経費に対する財政措置を図られたい。